

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減 支援金の導入に関する意見書

本年9月15日、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱が閣議決定された。

就業者負担軽減支援金は、中低所得の現役勤労者の所得に応じた手取りの増加と、いわゆる「年収の壁」などによる働き控えの緩和を通じた就労促進を目的として、税制と社会保障制度における負担と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整しようとするものであり、制度導入の方向性については理解するところである。

しかしながら、本大綱において、令和11年度の支援金制度本格導入までの2年間に限った経過措置として、来年4月から、飲食料品に係る消費税率の8%から1%への臨時的な引下げと、同1%相当分の範囲内での支援金制度を組み合わせを行い、本格導入に円滑に接続していくこととされている。

言うまでもなく、消費税は、地方交付税の原資分も含めて約4割が地方固有の財源であり、社会保障制度の基盤となる極めて重要な財源である。地方は、少子高齢化・人口減少に最前線で立ち向かう中、財政需要が増加の一途を辿る社会保障関係施策に財源を振り向け、ナショナルスタンダードであるべき子育て支援サービス等についても、自治体間での格差是正まで意識しながら、自主財源も活用し対応に努めている。

大綱において、支援金の支給に要する費用に係る地方負担は3分の1未満とし、その全額を地方財政計画の歳出に計上すること等が明示されているが、消費税率の引下げや新たな地方負担により、地方が担っている行政サービスの裏付けとなる財源が減少するようなことになれば、結果として国民生活に悪影響を及ぼすことから、地方財政への影響については国において万全の対応を講じるべきである。

また、消費税率の引下げにより売上の減少が想定される農林水産事業者や、価格差に伴う需要減が見込まれる外食産業事業者等に対する実情に即した支援についても、国の責任において確実に講じるべきである。

さらに、大綱では、支援金制度の実施に必要な事項について、国の役割を拡大する方向で、国と地方の役割分担等について、地方と協議を行うこととされているが、過去の給付事務において地方に多大な負担が生じたことを踏まえ、地方の納得が得られるよう、丁寧に検討を進めるべきである。

よって、国においては、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入による地方への影響を最小化するため、以下の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴う地方の減収分については、確実に補填すべく代替財源の確保策を議論するとともに、就業者負担軽減支援金の先行・本格導入に必要な財源も含め、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、地方の意見を踏まえた上で、適切な措置を講じること。
- 2 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、仕入れと売上の税率差や需要の変化等によるマイナスの影響が懸念される農林水産事業者や外食産業事業者等に対して、事業継続や経営に支障が生じることのないよう、実態に即した万全の支援策を講じるとともに、きめ細かな周知を実施すること。
- 3 支援金制度の執行に当たっては、費用負担や給付事務の実施主体について、地方の納得が得られるよう、国と地方の間で真に丁寧な協議を行い、結論を得ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

愛媛県議会議長 松尾 和久

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（消費税・支援金法案担当）